



## 生体電流整流器「CS60」レンタル契約書

株式会社日本イノベーション（以下甲という）とレンタル契約者（以下乙という）とは、次の通り生体電流整流器「CS60」ハンドマッサージ器（以下丙と言う）のレンタル契約を締結する。

### 第1条（レンタル契約内容）

甲と乙は丙を一カ月単位でレンタル契約をする。但し乙は丙の使用で不都合が有る時は随時レンタル契約の解約ができる。解約が一カ月に満たない時は日割りで計算する。丙の送料は貸与時、返却時共に甲の負担とする。

### 第2条（契約期間）

レンタル契約の契約期間は一ヶ月間とする。甲、乙共解約の申し出がない時は一ヶ月間、自動的に継続される。解約は電話で連絡後FAX,メール等文書にて通達する。一ヶ月間の途中解約日は連絡日とし、日割りで随時解約できる。

### 第3条（レンタル料金）

丙の一カ月レンタル料は30,000円（消費税別）とする。途中解約で日割り計算は一日1,200円（消費税別）とし、25日間を超え30,000円を超過した時は、上限30,000円（消費税別）とする。但し店舗開店までの期間は一カ月10,000円とし、開店後も4カ月間は10,000円とする。

### 第4条（支払）

乙は、レンタルの開始日に開始月のレンタル料金及びその消費税相当額を、以降毎月25日までに翌月分のレンタル料金及びその消費税相当額を、甲に支払うものとする。支払方法は、甲の指定する銀行口座へ振込みとするか振込料金は乙の負担とする。

### 第5条（請求書の送付）

甲は、乙に翌月分のレンタル料金の請求書を毎月20日に送付する。

### 第6条（解約清算金）

丙のレンタル契約が途中解約で日割り計算後の清算金とその消費税相当額を、乙に支払うものとする。支払方法は乙の指定する銀行口座へ振込みとする。振込料金は甲負担とする。

### 第7条（支払遅延）

乙が前条に定めるレンタル料金の支払いを怠った場合には、甲は乙に対し電話等で対応しても支払がない時は丙の解約と返却を求める。

### 第8条（解約、返却）

レンタル契約の解約後の丙の返却は宅配業者が回収する。

### 第9条（制限行為）

乙は丙のレンタル契約所在地以外の場所に移動したり、第三者に譲渡、転貸、貸与等の行為を行わないものとする。

### 第10条（損害賠償）

乙は、乙の責めに帰すべき事由により丙を滅失・毀損等した場合には、よって生じた甲の損害を賠償するものとする。

### 第11条（解除）

乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何等の通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約の条項に違反した場合。
- (2) 手形・小切手の不渡りを発生させ、あるいは仮差押・仮処分・強制執行・銀行取引停止処分等

をうけ、もしくは破産・和議・会社更生手続き開始等の申し立てがあり、又は営業の廃止・解散等をしたとき。

(3) その他財産状態が悪化し、またその恐れがあると認められる相当な事由がある場合。

第12条 (合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関して万一紛争が生じた場合には、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めるものとする。この契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上その1通を保有する。

年 月 日  
契約製品 NO J M

(甲) 東京都港区北青山 1-4-4-401  
株式会社日本イノベーション  
代表取締役 西村 光久

(乙) 〒  
住所

氏名

電話番号